行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称			農地違反転用事案に対する行政指導
行政指導の根拠となる			農地法
法律・条例・要綱等名			さいたま市違反転用に係る事務処理要領
条項			法第51条第1項
所 管 課			農業委員会事務局 農地調整課 (電話:048-829-1903)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の 場合は、そ の理由)	握違 (う(わ勧(め) た状)) (おも) (かん) (かん) (かん) (かん) (かん) (かん) (かん) (かん	第51条第1項に該当すると思料される違反事案を把際には、すみやかに現地調査や関係人からの事情聴等況調査を行い、次の指導を行う。 是正指導はまず口頭で行為の中止、撤去等の指導を行口頭指導に応じない場合又は是正作業をすみやかに行い場合、違反行為者及び土地の所有者に対し直ちに文書する。 必要に応じて違反行為者に対し是正計画書の提出を求必要に応じて違反行為者に対し是正計画書の提出を求必要に応じて警告書、警告看板を使用する。
	備考		